

6月8日(火)、10日(木)午前10時~審議終了まで参議院議員会館前有楽町線「永田町」駅1番出口すぐ

この法案は、米軍基地や自衛隊基地、海上保安庁施設、原発などの周囲1キロと、国境離島等の区域を首相が指定し、土地・建物の所有者の個人情報を調査し、土地の売買を事前届け出制とするものです。法に反すると、2年以下の懲役や200万円以下の罰金という刑罰が科せられます。

また、法律制定の根拠となる立法事実が無く、処罰の対象となる「機能阻害行為」の内容や、どこを指定区域とするかは、法の制定後に閣議決定で決められ、国会のチェックすら及ばない、憲法違反の法案です。

そればかりか、国会審議の中で、賛成派の議員から「辺野古の基地の反対運動も取り締まれ」「沖縄の基地内の 民有地も対象にすべき」「もっと国の権限を強化しろ」という発言が出ています。このことからも、法案の目的は 軍事基地の監視・反対運動潰しであり、ターゲットは沖縄の反基地運動だということが明白になっています。

沖縄の米軍及び自衛隊基地に民有地が多いのは、元々民有地に旧日本軍の基地を作った上、戦後の米軍政下、「銃剣とブルドーザー」で強権的に米軍基地が作られたものだからです。このようにして沖縄島の土地を奪われた人々の中には、石垣島や宮古島に移り住んだ人が少なくありません。現在自衛隊のミサイル基地が建設されようとしている石垣島、宮古島や与那国島等を「特別注視区域」等に指定し、基地建設に反対する住民を監視し運動を弾圧することが、この法案の狙いです。

沖縄の弁護士会や辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議、石垣島や宮古島の自衛隊基地建設に反対する市 民団体、普天間基地爆音訴訟団などが、本法案の廃案を求めるアピールを上げていることは、沖縄の人々の危機 感の現れです。

住民として当然の監視行動も犯罪行為化する、憲法・国際法違反、人権侵害、戦時体制づくりに加え、沖縄差別の本法案は、必ず廃案にしなければなりません。

呼びかけ:沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック

電話090-3910-4140



